

今月から新たに始まります。

2つの子育て支援



新しい子育て支援事業に関する問い合わせは
子育て支援課子育て支援係（内線 2302）へ

親が一人で悩まない
環境づくり
いつでも気軽に
相談してください。

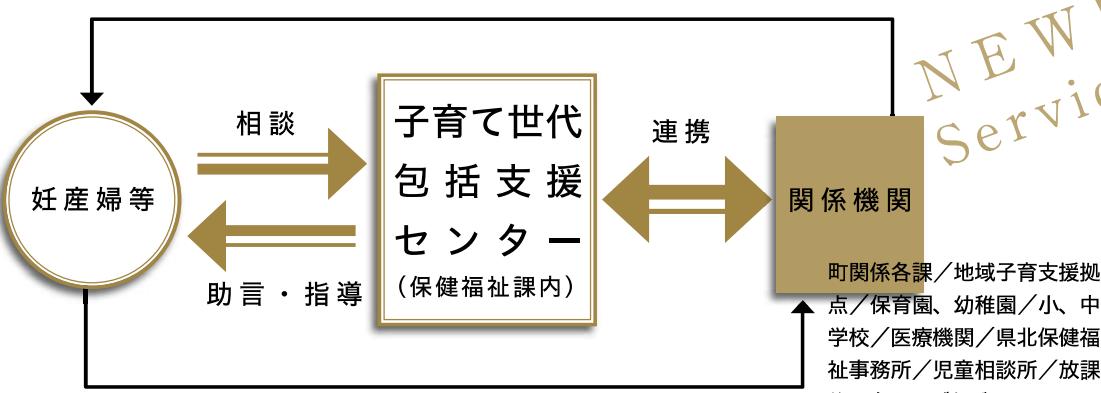
川俣町は、誰もが安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを目指して、今月から①「子育て世代包括支援センター」と②「子育て支援サポーター派遣事業」の2つの事業を新しくスタートさせます。

- ①「子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）」では、妊娠・出産期から就学前までの子育てに関するさまざまな不安や悩み、困りごとなどの相談に応じ、町の関係機関と調整して子育てを支援しています。
 - ②「子育て支援サポーター派遣事業」は必要な研修を修了したサポートを家庭に派遣し、家事に関する支援や育児に関する支援を行います。
- 子育ては悩んで当たり前。困ったときは一人で悩まず、気軽に連絡してください。

子育て世代包括支援センター

4月から、保健福祉課内に子育て世代包括支援センター窓口を設置し、必要に応じて「母子相談室」（新設）において、ゆったりとした雰囲気の中で保健師が相談を受けます。一人で悩まず、安心して相談してください。

妊娠・出産期から就学前までの子育てに関するさまざまな不安や悩み、困りごとの相談窓口を一本化することで、不安や悩みを抱え込んでしまったり、すぐに必要な支援が受けられない状態になったりすることを防ぎます。



相談して安心、つながって安心

子育て支援センター派遣事業

妊婦または乳幼児がいる保護者が体調不良などにより家事をする人がいない家庭に、必要な

研修を修了したセンターを派遣し、家事に関する支援や育児に関する支援を行います。



利用対象者	川俣町内に住所を有し、次のいずれにも該当する人 ①妊婦または3歳未満の子どもを養育している人 ②家事、育児等について他の援助を受けることができず日常生活に支障が生じている人
利用時間	午前9時から午後7時までの時間帯で1時間単位 1日4時間まで
利用時間限度	①出産前 延べ30時間 ②出産後、子どもが1歳まで 延べ60時間 ③子どもが1歳以上3歳未満 延べ60時間
利用者負担金	1時間当たり100円

利用の流れ

- ①役場の子育て支援課子育て支援係へ利用登録申し込みをする。
- ②子育て支援係より利用申請者へ利用の登録通知書を送付します。
- ③利用者本人が「NPO法人コミュニティちやばたけ」にサービス利用申込みをする。
- ④サービス利用。
- ⑤サービス利用の日、派遣センターに利用料金を支払う。

一人じゃないよ、みんながいるよ。